

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月30日
【会社名】	富士通株式会社
【英訳名】	FUJITSU LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 正巳
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	044(777)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	法務本部コーポレート法務部 部長 紫関 康次
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号(汐留シティセンター)
【電話番号】	03(6252)2220(代表)
【事務連絡者氏名】	法務本部コーポレート法務部 部長 紫関 康次
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年2月7日付で、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、同報告書の記載事項のうち、当該事象が損益及び連結損益に与える影響額が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(3)当該事象の損益に与える影響額

3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(訂正前)

(3)当該事象の損益に与える影響額

上記事象により、当第3四半期連結会計期間の連結決算において、特別損失871億円を計上いたしました。また、当第3四半期会計期間の個別決算において、特別損失2,482億円を計上いたしました。

なお、上記(2)の事象については、当第4四半期においても、国内外での人員関連費用などを特別損失に計上する予定ですが、影響額については現在精査中です。

(訂正後)

(3)当該事象の損益に与える影響額

上記事象により、当第3四半期連結会計期間の連結決算において、特別損失871億円を計上いたしました。また、当第3四半期会計期間の個別決算において、特別損失2,482億円を計上いたしました。

上記(2)、等の事象に伴い、当第4四半期連結会計期間の連結決算において、国内での早期退職優遇制度の実施に伴う割増退職金や欧州子会社F T Sでの人員対策における解雇手当など特別損失635億円を計上いたしました。また、富士通セミコンダクター株式会社等の国内関係会社の株式評価損として、当第4四半期会計期間の個別決算において、特別損失296億円を計上いたしました。

以上